

令和4年7月4日

保護者の皆様へ

各務原市小中校長会  
各務原市教育委員会

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」における  
自転車利用者、保護者に関する規定内容についてのお知らせ

平素は、各学校における教育活動や新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

岐阜県では、令和4年3月29日に、自転車損害賠償責任保険等への加入義務化（令和4年10月1日施行）、乗車用ヘルメット着用の努力義務（令和4年10月1日施行）や定期的な点検整備の努力義務（令和4年4月1日施行）等を定めた、「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布されました。

現在、他県において自転車での加害高額賠償事故も発生しております。条例の施行にあたり、以下の自転車の利用に係る交通事故等の備えについて、ご家庭でもご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 条例に規定された「自転車の運転者本人」「保護者」の義務および努力義務

義務の対象	内容（何をすべきか）	施行日
運転者本人	① ヘルメットを着用するよう努めなければならない。	R4.10.1
保護者 (保護する者に対して)	② 自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。	R4.4.1
	③ ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。	R4.10.1
	④ 自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。	R4.10.1

※ なお、中学校においては、自転車通学者に対して、自転車損害賠償責任保険等に加入しているか確認させていただき、保険加入が確認できない自転車通学者に対して、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供させていただくことがあります。お子様の安全を守るためご理解・ご協力をお願いいたします。

《参考》 自転車での加害高額賠償事故例

- ・ 11歳の男児が夜自転車を走行していたところ、歩道と車道の区別のない道路を走行していた62歳の女性と正面衝突。女性は頭の骨を折るなどして意識が戻らない状態に。9,521万円の支払い命令が母親に出された。(神戸地方裁判所 H25.7.4 判決)
- ・ 男子高校生が昼間に自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断していたところ、対向車線を自転車で直進していた24歳の男性会社員に衝突。男性会社員には言語機能喪失などの重大な障害が残った。9,266万円の賠償支払い。(東京地方裁判所 H20.6.5 判決)